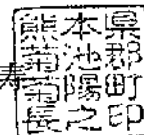


菊陽町告示第24号

菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金給付要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

菊陽町長 吉本 孝



菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊陽町犯罪被害者等支援条例(令和8年菊陽町条例第13号。以下「条例」という。)第9条に基づき、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、犯罪被害者等に対して行う助成金(以下「転居費用助成金」という。)の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。
- (4) 見舞金受給者 菊陽町犯罪被害者等見舞金給付要綱(令和8年菊陽町告示第23号)第3条に規定する遺族見舞金又は重傷病見舞金の給付を受けた者をいう。
- (5) 町民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからカまでのいずれかに該当する者であって、本町の住民基本台帳に記録をされずに町内に居住しているものをいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - カ その他、本町の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれがある者

(助成対象費用)

第3条 町長は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が、新たな住居に転居するために要する費用を助成するものとする。

2 前項に規定する転居費用の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 家財等の運送及び荷造り等のサービスに係る費用
- (2) 礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

3 助成の額は、20万円を限度とし、回数は、同一の犯罪被害について1回までとする。
(助成対象者)

第4条 前条の助成は、次の各号のいずれかに該当し、従前の住居に居住することが困難になったと認められる見舞金受給者に対して行うものとする。

- (1) 従前の住居又はその付近において、犯罪行為を受けたために、精神的に当該住居に居住することが困難となった者
- (2) 犯罪行為により従前の住居が消滅し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった者
- (3) 二次被害又は再被害を受けた者又は受ける恐れのある者

2 前項各号に掲げるもののほか、転居費用助成金の給付が特に必要であると町長が認める者

(助成金の給付の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金を給付しない。

- (1) 見舞金受給者が、同一の犯罪被害につき、他の市町村から転居費用助成金と同種の助成金を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、転居費用助成金を給付することが社会通念上適切でないとき。

(転居費用助成金の給付申請)

第6条 転居費用助成金の給付を受けようとする者は、菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金給付申請書(別記様式第1号)に、次に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、当該者が当該助成金の申請をすることができない場合は、その法定代理人又は任意代理人が代理申請することができる。

- (1) 菊陽町犯罪被害者等見舞金給付決定及び給付額の確定通知書
- (2) 転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収証
- (3) 従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類

(給付の申請期限)

第7条 前条の規定による申請は、遺族見舞金又は重傷病見舞金の給付が決定した日から1年を経過したときは、行うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りではない。

(給付の決定)

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて関係機関等への照会、関係者への聞き取り等を行い、転居費用助成金給付の可否の決定を行うものとする。

2 町長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金給付決定及び給付額の確定通知書(別記様式第2号)又は菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金不給付決定通知書(別記様式第3号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

(転居費用助成金の請求)

第9条 前条に規定する通知により転居費用助成金の給付決定を受けた者は、菊陽町犯罪被

害者等転居費用助成金給付請求書（別記様式第4号）により、町長に当該助成金の給付を請求するものとする。

（給付の決定の取消し）

第10条 町長は、転居費用助成金の給付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成金の給付決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に規定する助成対象者に該当しないことが判明したとき。
- (2) 第5条各号に規定する転居費用助成金の給付の制限に該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の給付決定を受けたことが判明したとき。

2 町長は、前項の規定により給付決定を取り消したときは、菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金給付決定取消通知書（別記様式第5号）により、その者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 前条の規定により給付決定を取り消した場合において、既に転居費用助成金が給付されているときは、当該助成金の給付を受けた者は、町長が定める日までに転居費用助成金を返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、転居費用助成金の給付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金給付申請書

年 月 日

菊陽町長 様

申請者(給付対象者) 住所
(フリガナ)
氏名
生年月日
連絡先
犯罪被害者との続柄()

転居費用助成金の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 給付申請額

円

2 転居年月日

年 月 日

3 転居前住居

4 転居後住居

申請者欄に同じ

5 決定通知書送付先

申請者欄に同じ

転居後住居

〒

6 添付資料

- (1) 菊陽町犯罪被害者等見舞金給付決定及び給付額の確定通知書
- (2) 転居に際して運送事業者が作成した内訳書及び領収書
- (3) 従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類等

添付書類（転居費用助成金）

- 菊陽町犯罪被害者等見舞金給付決定及び給付額の確定通知書（給付決定から1年以内であること。）
- 転居に際して運送業者が作成した内訳書及び領収書
- 転居前及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類等
- 代理人によって代理申請するときは、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状）
- その他町長が必要と認める書類

※ 該当する項目の□にレ点を入れてください。

第 号
年 月 日

様

菊陽町長

菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金給付決定及び給付額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金については、
下記のとおり給付決定及び給付額を確定しましたので、通知します。

記

転居費用助成金の額

- ※ 転居費用助成金の給付後に、当該助成金の給付を受ける資格がないことが判明した場合、転居費用助成金の給付制限に該当する場合又は偽りその他不正の手段により転居費用助成金の給付の決定を受けたと認められた場合は、転居費用助成金の返還を求めることがあります。
- ※ 転居費用助成金の返還を求められた場合は、町長が定める日までに転居費用助成金を返還しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

菊陽町長

菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金については、
下記のとおり給付しないこととしましたので、通知します。

記

給付しない理由

菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金給付請求書

年 月 日

菊陽町長 様

受給決定者 住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付け 第 号で通知がありました菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金について、次のとおり請求します。

請 求 金 額	円	
振 込 口 座	フリガナ	
	口座名義人	
	金融機関名	
	支 店 名	
	種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	

※ 該当する口にレ点を入れてください。

※ 転居費用助成金の振込先は、原則として転居費用助成金の受給決定者本人の口座に限ります。

別記様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

菊陽町長

菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金給付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で給付決定しました菊陽町犯罪被害者等転居費用助成金については、下記の理由により取り消すこととしたので通知します。

記

<p>転居費用助成金 給付決定取消理由</p>	
-----------------------------	--